

船舶事故調査報告書

平成25年5月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年1月15日（日） 12時05分ごろ
発生場所	岡山県岡山市岡山水道 岡山市所在のツブシ礁灯標から真方位086°630m付近 （概位 北緯34°36.1′ 東経134°01.2′）
事故調査の経過	平成24年2月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A ヨット ^サ Samantha ^ン 、16トン 260-35126岡山、山口技商株式会社 14.06m (Lr) × 4.59m × 2.00m、軽合金 ディーゼル機関、73kW、平成5年4月 B モーターボート 第2 ^{たけ} 竹丸、5トン未満 271-30463岡山、個人所有 6.34m (Lr) × 2.35m × 1.15m、FRP ガソリン機関（船外機）、84kW、平成9年1月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年12月17日 免許証交付日 平成19年1月15日 （平成24年12月22日まで有効） B 船長B 男性 59歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年2月24日 免許証交付日 平成22年12月21日 （平成28年10月6日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首外板に擦過傷を伴う凹損 B 右舷船首パルピット及び防舷材の脱落、右舷船首外板が割損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、岡山水道入口沖で航走状態確認の試走を終えたのち、船体中央部の喫水が約2.0mで展帆せずに機走により、船長Aが船尾付近の操縦席で手動操舵に当たり、同水道奥

	<p>の定係地のマリーナに向けて約5.0ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で西進した。</p> <p>船長Aは、衝突の約1分半前、ツブシ礁灯標から083°（真方位、以下同じ。）860m付近において、255°の針路で水深5m以深の水路に沿って岡山第3号灯浮標と岡山第4号灯浮標との間に向けて航行していたとき、右舷船首10°900m付近にA船へ向かって東進するB船を初めて視認し、引き続き動静を監視しながら航行を続けた。</p> <p>船長Aは、B船がいずれ船首を左右どちらかに振ってA船を避けると思い、同じ針路で航行中、衝突の約30秒前、B船に変針する様子がなかったことから衝突の危険を感じ、機関を中立としたのち、船首甲板に移動して大声を上げ、大きく手を振って注意喚起を行ったが、平成24年1月15日12時05分ごろA船の右舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、岡山港内のマリーナを発航して岡山水道北側の岡山市西大寺港の定係地に向け、船長Bが、約072°の針路及び約16.0knの速力とし、手動操舵により操縦席に腰を掛けて航行中、衝突の約3分前、右舷船首10°900m付近にA船を初めて視認し、左舷対左舷で通過すると思って航行を続けた。</p> <p>船長Bは、ツブシ礁灯標から270°150m付近で西進するモーターボートと左舷対左舷で通過するために右舵を取り、衝突の約1分半前、針路を約091°としたところ、通過したボートの航走波によってB船が揺れ、操縦席の前に積んでいたコンパクトディスク（以下「CD」という。）が床に落ちて散乱した。</p> <p>船長Bは、同じ針路で航行中、しゃがんでCDを拾い終わった際、目前に迫ったA船に気付いたがどうすることもできず、A船とB船とが衝突した。</p> <p>A船は、B船が衝突直後に現場を離れたので、海上保安庁に事故を連絡したのち、定係地に帰航した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、キャビン内に汽笛を装備していたが、操縦席を離れるとB船の動静を監視できないと思い、汽笛を鳴らさなかった。</p> <p>B船の発航時の喫水は、船首約0.4m、船尾約0.8mであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、岡山水道を南西進中、船長Aが、右舷船首方にA船に向かって東進するB船を初認したが、B船がいずれA船を避けると思い、</p>

	<p>針路及び速力を保持して航行したことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、岡山水道を東進中、船長Bが、通過したボートの航走波によってB船が揺れ、操縦席の前に積んでいたCDが床に落ちて散乱したので、CDを拾い集めていたことから、拾い終わって目前に迫ったA船に気付き、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、岡山水道において、A船が南西進中、B船が東進中、船長Aが、B船がいずれA船を避けると思い、針路及び速力を保持して航行し、また、船長Bが、操縦席の前に積んでいたCDが床に落ちて散乱したので、CDを拾い集めていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接近する他の船舶を認めた場合には、当該他の船舶との衝突の虞について判断し、当該他の船舶が避けるものとの思い込みによる操船は行わないこと。 ・ 汽笛を有効に活用すること。